



高槻ロータリークラブ
2023~2024
WEEKLY BULLETIN

四つのテスト

- I 真実かどうか
- II みんなに公平か
- III 好意と友情を深めるか
- IV みんなのためになるかどうか

事務所 〒569-1116 高槻市白梅町 4-1 高槻阪急スクエア 6階
TEL 072-683-1158 FAX 072-683-1174
URL <http://www.takatsukirc.org/>
E-mail takatsuki.rc@bird.ocn.ne.jp

例会日 毎週水曜日 12:30~13:30
例会場 高槻阪急スクエア 6階多目的ホール TEL 072-684-5379

創立 1954年6月15日

会長 河合一人 幹事 松下浩章 クラブ運営委員長 内本繁 会報担当副委員長 小阪大輔

No.43 2024年6月19日 発行

6月はロータリーの親睦活動月間

第336回 本日(6/19)の例会

- ◎ ソング・・・日も風も星も
- ◎ 外部卓話 国際ロータリー第2660地区
国際・社会奉仕委員会
シンガポール国際大会推進委員長
西本 恵美子様
「シンガポール国際大会報告」
- ◎ 例会後の行事
現クラブアッセンブリー

第3367回 次週(6/26)の例会

- ◎ ソング・・・手に手つないで
- ◎ 年間出席優秀者表彰
- ◎ 河合会長・松下幹事退任挨拶
- ◎ 例会後の行事
新旧クラブアッセンブリー
(於: 山水館 17:00~)
(送迎バス: 京都銀行高槻支店前 16:30 発)

先週(6/12)の例会から

◎ゲスト

計3名

三井住友信託銀行株式会社 福永 達之様
ABC 薬局 丸山 大輔様
米山奨学生 呉 崧源様

◎出席報告

会員数	出席者数	出席率
44名	38名	88.37%
前々回例会補正後出席率 90.70%		
但し、Mup 3名 欠席者 4名		
出席規定適用免除有資格者 1名		

5月度皆出席表彰

該当者なし

◎副会長の時間

こんにちは！今年度副会長を仰せつかっております川面です。指定席に座して何もなく11ヶ月が過ぎました。と申しますのも、会長始め、松下幹事、浦中SAAが淀みなく例会運営を行っており、又理事役員の方々も今年度活動計画に基づき、しっかりした活動をしております。従って私はただ指定席に座しておれば良い訳です。しかしながら今日、こうして「会長補佐」という大役を仰せつかった次第です。

さてこの会長の時間、何のお話をさせていただくか困惑しております。会長は国際ロータリー、地区の推進月間活動について常日頃良くお話しされてますので、今日は私のロータリーに対する思いの一旦をお話しさせていただきます。

私がロータリーに入会したのは2000年3月です。ロータリーに関して何の理解もなく入会してから基礎的な概要について目を通しておりましたが、2016年国際ロータリーは先の規定審議会で多くの重要な決定が行われました。

要は各クラブに柔軟性と自主性をと言う方向性が示されました。

大変良いことと思う反面、ロータリーの基本から離脱して行くのではないかと危惧するのを覚えるのは私だけではないと思います。変更は、例会方法、会員資格、クラブの参加方法等、クラブが決定できる柔軟性であります。

会員増強がしやすくなるからと言う安易な理由で推進しては伝統、格式あるロータリークラブの繁栄はありませんし、又未来はないと思います。

世界に希望を生み出そう

ゴードンR. マッキナリー RI会長

但しグローバルな見地から考えれば賛成もあります。国際ロータリー全世界環境の異なるところを一元管理することは難しいと思うからです。

さて当クラブが「歴史・伝統・品格・格式あるのが高槻ロータリー」と自他共に言われておりますが、この「歴史」とは、先人達が時代を理解してクラブの状況を掌握し行動し奉仕の心の足跡であり、「伝統」とはクラブの個性であり、当クラブでは地域とともに青少年育成活動を行ってまいりました。「品格」とは日本文化を理解したマナー、「格式」とは高度な規定であると思っております。

今回私が思うところはこの規定の改革です。ご承知の通り改善は悪いところを直しますが、変革・改革は改め変えることです。

次に従来のロータリーは単年度制を採用し、1年切で完結し会長始め役職交代を行ってききましたが、長期的視野に立ちクラブの目標（ビジョン）を立て、会員増強、親睦活動、人材育成のテーマを策定とする「CLP」が導入されました。当時私も委員会の1人でした。

そこで当クラブはまず指針として、ダイナミックな組織であり続けると共に「品格と活気溢れるクラブ創り」を長期テーマとして掲げております。

この中長期計画の企画は現状維持、危機感から真剣に検討すべきで、先ず魅力あるロータリーとは何かを考えることが計画の基本でありました。ロータリーの魅力は内部と外部の二面性から考えるべきだと言われており、私もそうであると思えます。

内部に魅力があれば会員の絆も強靱となり、脱会も少なくなり外部からも魅力が大きいものと映ります。これにより地域との絆はさらに強固となり、現状大きな課題となっている「会員増強」につながるのではないかと考えます。

本年70周年を迎えるにあたり、70年のけじめ、未来について今一度真剣に意見交換の必要があるのではないかと思います。

最後に・・・、当クラブ創立70周年記念式典・祝賀会が6月16日(日)に行われます。70周年準備委員会の皆様には感謝申し上げます。

この歴史を刻む祝賀会であり70年のけじめを付け未来に向かってのスタートになります。まず周年会長、記念委員会の考え指針を理解し、クラブ全員の総意のもと祝うものであり、お祭りです。企画する人、屋台の上で踊る人、つなを引く人の準備が出来ていても祝いごと、祭りになりません。要は観客です。ここで言う観客とは当クラブの関係者全員、地区ロータリー関係者、地域の人達が揃って初めて祝いごと、祭りになります。

70周年記念、過去の精査と未来に向かって開催の意義があります。全員で祝いましょ、楽しみましょ。



◎6/12 卓上花

バラ …… 気品・尊敬

ユーカリ …… 永遠の幸せ

◎優良従業員表彰

三井住友信託銀行株式会社

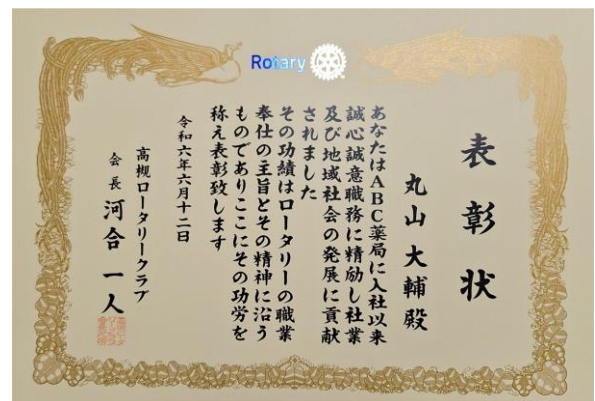
福永 達之様



◎優良従業員表彰

ABC 薬局

丸山 大輔様



◎幹事報告

- ・高槻商工会議所より「2024年度会員名簿」が届いております。後方テーブルに置いておりますので、ご自由にご覧下さい。
- ・新入会員選考についての書類を本日皆様に配布しております。入会について異議のある方は、本日より7日以内に理由を付した書面をもって理事宛に異議の申し立てをして下さい。宜しくお願い致します。

◎委員会報告

○70周年記念式典部会

内本 繁

- ・6/16(日)開催の記念式典・祝賀会の「スケジュール・役割分担表」と「座席表」を本日皆様へ配布しております。「スケジュール・役割分担表」には、委員会毎の役割分担を入れております。ご自身の役割と座席をご確認頂きますよう宜しくお願い致します。

○入谷会員より

- ・6/16(日)開催の記念式典・祝賀会に、ブギビンタンRCより5名がご出席されます。つきましては、おもてなしとして6/15(土)山水館にて歓迎夕食会、6/17(月)京都観光を予定しております。公式に招待して来て頂いておりますので、接待の費用はクラブで負担頂くようお願いしております。宜しくお願い致します。

◎卓話 「 外資に買われる日本の不動産 」

羽根田 茂子



外資に買われる日本の不動産

参考資料：司法書士月報
林野庁ホームページ

羽根田司法書士事務所
司法書士 羽根田茂子

日本の不動産が買われる理由

- ①世界から見て円安で圧倒的に安い
 - ②法の制限がなく買やすい
 - ③国籍による取得制限がない
 - ④契約や登記制度が整備されていて司法が機能されている。
 - ⑤建築基準法や都市計画法など整備されている
- そしてなりより法の規制が無いに等しいことです。

諸外国の土地購入に対する法規制

出典：『サイレント国土買収』2023

- ◆中国
 - ・土地所有権は原則、国家・農民集団に帰属
 - ・外国企業の土地所有は認めない
 - ・外国法人の現地法人が、国の審査を受けた上で土地使用権を得ることは可能
- ◆フィリピン
 - ・外国人・外国法人の土地所有は1987年から原則不可
 - ・外国人投資家が土地利用権を制限付きでリースすることは可能
- ◆タイ
 - ・外国人・外国法人の土地所有は原則不可
 - ・外資比率が一定以下であれば、政府審査の上、取得可能
- ◆インド
 - ・外国人・外国法人の土地所有は原則不可
 - ・一定の条件下で外国企業の現地法人による土地取得は可能
- ◆韓国
 - ・外国人・外国法人外国人土地法、軍事及び軍事施設保護法等に基づき島嶼部等では申告または許可申請が必要土地所有は原則不可

- ◆オーストリア
 - ・各州政府の「外国人による土地所有に関する法律」の承認が必要
 - ・EU市民は国民と同等に扱われる

- ◆アメリカ
 - ・4割の州で州法による外国人の土地取得規制がある
 - ・2020年の外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）の改正により軍事施設周辺、空港、港湾等の買収について、対米外国投資委員会（CFIUS）が審査を強化

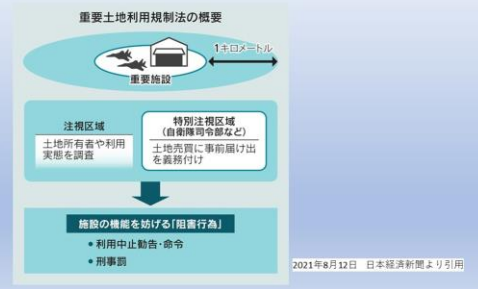
- ◆イギリス
 - ・土地の最終処分権は政府（または王室）に帰属
 - ・土地所有者は保有権を持つのみ
 - ・2021年の英国国家安全保障投資法（NSI法）により17分野の特定取引は政府への事前届出が義務化
 - ・これ以外の土地取引も国家安全保障上の脅威となる恐れがある場合は政府が審査

- ◆フランス
 - ・公的機関による先買権が強化されるなど、個人の所有権は後退
 - ・公的機関の土地収用権も強い
 - ・非居住者による一定の面積以上の土地所有は届出が必要

- ◆ドイツ
 - ・ワイマール憲法（1919年）で土地所有の「原則不自由」を規定
 - ・土地所有権は義務を伴い、土地の利用は公共の福祉に役立てることが必要
 - ・土地の利用制限は厳格

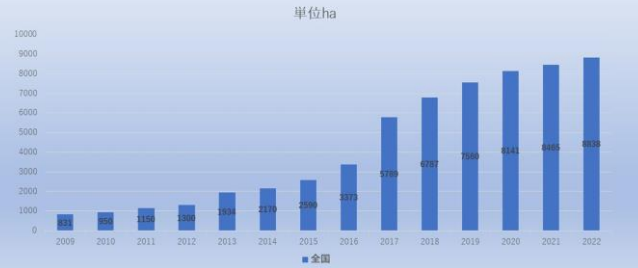
- ◆日本
 - ・制限なし

日本の規制法 2021年6月



2021年8月12日 日本経済新聞より引用

外資・外資系による森林買収面積

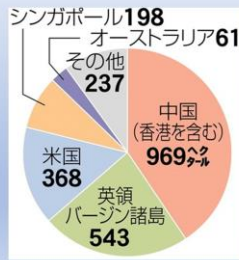


居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林取得の事例の集計(2006~2021)

県名	買収件数	森林面積(ha)	県名	買収件数	森林面積(ha)
北海道	236	1,857	神奈川県	17	13
兵庫県	5	394	長野県	9	13
福島県	1	90	山形県	1	10
福岡県	8	60	京都府	4	10
岡山県	1	48	沖縄県	4	10
新潟県	1	45.6	滋賀県	1	9
群馬県	2	44	大分県	1	3

県名	買収件数	森林面積(ha)	県名	買収件数	森林面積(ha)
山梨県	3	2	静岡県	1	0.5
宮城県	1	2	愛知県	1	0.07
和歌山県	1	2			
栃木県	1	1			
奈良県	1	1			
千葉県	2	0.6			
石川県	1	0.5			

林野庁公表データで判明した 国・地域別の森林買収面積(2010～2021)



外国人不動産取得の問題点

- 1. 安全保障上の問題
- 2. 税の徴収が難しい
- 3. 次世代が主導権を失う恐れ
- 4. 国土全体が外国人所有地で虫食い状態になる

羽根田司法書士事務所

ご清聴ありがとうございました。



◎ニコニコ箱報告

- 結婚記念内祝 **浜田哲君**(ありがとうございます)
- 入会記念内祝 **浜田哲君**
- 創業記念内祝 **丹野君**
- 優良従業員表彰をして頂きありがとうございます。
芦田君
- 卓話を聞いていただきましてありがとうございます。
羽根田君
- 福永様、丸山様、優良従業員表彰おめでとうござい
ます!
光本君

本日の合計	¥ 30,000-
7/1 よりの累計	¥1,700,000-

◎R 財団への寄付 (恒久)

伊藤 智秋君 ¥10,000-

本日の合計	¥ 10,000-
7/1 よりの累計	¥ 315,000-
一人当たり平均	\$ 47.23

◎R 財団への寄付 (年次)

拝郷 淳弘君 ¥ 5,000- 羽根田茂子君 ¥ 5,000-
井前 憲司君 ¥ 5,000- 伊藤 智秋君 ¥30,000-

本日の合計	¥ 45,000-
7/1 よりの累計	¥1,045,000-
一人当たり平均	\$ 156,67

◎R 財団への寄付 (ポリオ)

本日の合計	¥ 0-
7/1 よりの累計	¥ 344,000-
一人当たり平均	\$ 51.57

◎米山奨学会への寄付

伊藤 智秋君 ¥30,000- 丹野 亮君 ¥ 5,000-

本日の合計	¥ 35,000-
7/1 よりの累計	¥ 480,000-
〔 会員より	¥ 255,000-
クラブより	¥ 225,000-
一人当たり平均	¥ 10,435-

◎青少年育成基金への寄付

本日の合計	¥ 0-
7/1 よりの累計	¥ 70,000-